			［略］				100	――マイクロスイッチ	NO	KG
							900	――その他のもの	NO	KG
			［略］					［同左］		
8536.61						8536.61				
｝			［略］			｝		［同左］		
8536.90						8536.90				
85.37						85.37				
｝			［略］			｝		［同左］		
85.49						85.49				
［略］						［同左］				
90.01						90.01				
｝			［略］			｝		［同左］		
90.11						90.11				
90.12			顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器			90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		
9012.10			―顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器			9012.10	000	―顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	NO	KG
	100		――走査型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡（走査透過電子顕微鏡を含む。）並びに走査型プローブ顕微鏡	NO	KG					
	900		――その他のもの	NO	KG					
9012.90			［略］			9012.90		［同左］		
90.13						90.13				
｝			［略］			｝		［同左］		
90.17						90.17				
90.18			医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
			［略］					［同左］		
9018.11						9018.11				
｝			［略］			｝		［同左］		
9018.50						9018.50				
9018.90	000		―その他の機器	NO	KG	9018.90		―その他の機器		
								――電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）		
							110	―――治療用のもの	NO	KG
							190	―――その他のもの	NO	KG
							200	――電気機器の部分品及び附属品	NO	KG
								――その他のもの（医療用のものに限る。）		
								―――外科用のもの		
							311	――――針、鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具	NO	KG
							319	――――その他のもの	NO	KG
							390	―――その他のもの	NO	KG
							900	――その他のもの	NO	KG